

岡山市地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 全市的な人口減少及び高齢化の進行が予想されることを踏まえ、新たな地域の担い手として地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図ることにより、地域活力の維持強化並びに地域の活性化を目的として、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、岡山市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(資格等)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の資格は、次のとおりとする。

- (1) 生活の拠点を、3大都市圏をはじめとする都市地域等から岡山市（活動地域）に移し、住民票を移動させた者
- (2) 心身が健康で、かつ、地域おこしに意欲と情熱を持っている者
- (3) 普通自動車運転免許を有する者
- (4) その他市長が必要と認める資格を有する者

(委嘱等)

第3条 隊員は、前条各号のいずれをも満たす者から市長が委嘱する。

2 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、一の年度を越えないものとする。

3 市長が必要と認めた場合は、最大で3年間まで隊員の委嘱期間を更新することができる。

(隊員の活動)

第4条 隊員は、地域との連携を密にし、次に掲げる地域協力活動（以下「活動」という。）に従事する。

- (1) 地域が主体となって活動する地域おこしの支援
- (2) 地域資源を活用した地域ブランドづくりの支援
- (3) 地域の産業の活性化に関する仕組みづくりの支援
- (4) 都市との交流及び移住定住事業の支援
- (5) 文化・芸術による地域づくりに関する支援
- (6) その他市長が必要と認める活動

(活動時間)

第5条 隊員の活動時間は、1月あたり130時間（17日程度）以上とする。

(活動報告)

第6条 隊員は、活動の状況を活動実績報告書（様式第1号）により、当該月の翌月

10日までに市長に報告しなければならない。ただし、3月においては、当該月の31日付けで提出するものとする。

(報償費)

第7条 隊員の報償費は、月額233,300円とする。ただし、前条の報告により確認された活動の時間数が130時間に満たないときは、活動時間数に1,794円を乗じた額とする。

(遵守事項)

第8条 隊員は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法令、条例、規則その他規程等に従うとともに市長及び地域の住民の意見を尊重すること
- (2) 活動を行う上で知り得た秘密を漏らさないこと
- (3) (2)について、任期が満了した後も同様とする
- (4) 活動を誠実かつ公正に遂行すること

(解嘱)

第9条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- (1) 活動が終了又は中止した場合
- (2) 活動の状態が良好でない場合
- (3) 隊員としてふさわしくない行為があった場合
- (4) 法令その他に違反した場合
- (5) 心身の故障のため、活動の遂行に支障がある場合

(退任)

第10条 隊員が、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に規定する日を退任の日とする。

- (1) 前条に規定する解嘱の場合 当該解嘱に係る辞令書に明示された日
- (2) 本人の都合により退任を願い出て、市長の承認があった場合 市長が承認した日
- (3) 死亡した場合 死亡した日
- (4) 委嘱期間が満了した場合 委嘱期間が満了した日

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

岡山市地域おこし協力隊活動実績報告書（ 年 月分）

年 月 日

岡 山 市 長 様

氏名 _____

岡山市地域おこし協力隊設置要綱第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

日	曜日	従事時間				活動 時間	合計 時間	具体的な活動内容
		開始	終了	開始	終了			
1						0.0	0.0	
2						0.0	0.0	
3						0.0	0.0	
4						0.0	0.0	
5						0.0	0.0	
6						0.0	0.0	
7						0.0	0.0	
8						0.0	0.0	
9						0.0	0.0	
10						0.0	0.0	
11						0.0	0.0	
12						0.0	0.0	
13						0.0	0.0	
14						0.0	0.0	
15						0.0	0.0	
16						0.0	0.0	
17						0.0	0.0	
18						0.0	0.0	
19						0.0	0.0	
20						0.0	0.0	
21						0.0	0.0	
22						0.0	0.0	
23						0.0	0.0	
24						0.0	0.0	
25						0.0	0.0	
26						0.0	0.0	
27						0.0	0.0	
28						0.0	0.0	
29						0.0	0.0	
30						0.0	0.0	
31						0.0	0.0	
計						0.0	0.0	